

町村週報

（町村の購読料は会費）
（の中に含まれております）**3239号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む） 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp>幻想的なホタルの舞（長崎県新上五島町）
しんかみ ことちよう

もくじ

随情 政 政 活活

想報 策 策 動動

- 荒木会長が「第2回」ことも未来戦略会議」に出席―若い世代の所得の増加等について議論―…(2)
- 「食料・農業・農村基本法の見直し」に関する意見」をとりまとめ
- ―茂原経済農林委員長が農林水産省「食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会」に提出―…(4)
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」について
- 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課…(6)
- 応急対策職員派遣制度に基づく自治体間の応援
- 総務省 自治行政局 公務員部 公務員課 応援派遣室 応急対策派遣係長 佃 侑祐…(9)
- 町村ご当地キャラしまん…(15)
- 靴下生産日本一の町 産業振興の挑戦…(16)
- 奈良県広陵町長 山村 吉由…(16)

写真キャプション

豊かな自然が残る新上五島町は、初夏になると島の各地でホタルが飛び交い幻想的な風景が広がる。ゆっくりと息づくように発光する「ゲンジボタル」、テンボよく断続的に発光する「ヒメボタル」。ホタルの仲間は光を放つこととお互いに交信をする。その光り方には地域ごとの違いがあり、人間でいうところの方言のようなものだという。

コラム

教育と農業

日本農業研究所研究員・東京大学名誉教授

生源寺 真一

福島市でも例年よりも早く桜の開花を迎えた3月24日、福島大学のキャンパスでは卒業式が挙行された。大学教員として卒業生を見送った経験は30回以上になるが、今回は過去にはない万感の思いのこもった式典となった。4年前に農学系学部として開設された食

た。こちらも、教員にとって教育のプログラムを磨くための刺激となる。成長の具体像を把握しながら、さらなる成長を促すことに注力するわけである。

農学類が、その1期生を送り出すことができたからだ。容易ではなかった。教職員の方々の頑張りや地域社会から実に多彩な支援があったからこそ、学類の完成に到達することができた。加えて、私は3月末日をもって福島大学から身を引く。こちらも卒業した。

こんなメッセージを伝えながら、私自身、農業の取り組みと学生教育の活動が本質的に重なり合う点を改めて認識することになった。農業はものづくりの営みであるが、みずから育ちゆく生き物を育てるところに、生命体ではない素材に向き合う工業との違いがある。学生の教育も、みずから育ちゆく人間をさらに育てることを目的とする点では、農業生産と変わりがない。作物や家畜、そして人間は個性的であり、ときには育てることに壁が立ちほだかるケースも存在する。学生の教育と申し上げたが、大学生に限定されない。幼児や児童・生徒についても、その教育の本質が農業の営みの本質、すなわちみずから育ちゆく生き物を、しっかりと個性を踏まえて育て上げることと重なる点を、再確認することも大切であろう。

ひとりずつに卒業証書を手渡したうえで祝意を申し上げた。そこで強調したのは、学生の皆さんも学類の建設に大いに貢献してきた点であった。教える側と教えられる側の単純な二分法ではとらえ切れない貢献である。教員は特色のある農学教育を目指して工夫してきたが、学生の反応も受け止めながら修正を加えていく。サークル活動の立ち上げなど、学生たちの成長から新たな動きも生まれてき

全国町村会

荒木会長が「第2回こども未来戦略会議」に出席

—若い世代の所得の増加等について議論—



▲出席する荒木会長

開会にあたり、後藤全世代型社会保障改革担当大臣が、「第2回となる本会議では、3つの基本理念、『若い世代の所得を増やす』、『社会全体の構造・意識を変える』、『全ての子育て世帯を切れ目なく支援する』について議論をいただく。第3回は、『加速化プラン』に沿って検討すべき個別具体的な施策について議論をいただく」と述べた。

い世代の所得を増やす』、『社会全体の構造・意識を変える』、『全ての子育て世帯を切れ目なく支援する』について議論をいただく。第3回は、『加速化プラン』に沿って検討すべき個別具体的な施策について議論をいただく」と述べた。

議論の中で荒木会長は、「少子化対策で重要なのは、若い世代の結婚や出産の希望をかなえ、家族の明るい未来を展望できる社会の実現にある」とし、そのうえで、「試案の基本理念である『若い世代の所得の増

荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）は4月27日、政府が開催した「第2回こども未来戦略会議」（議長・岸田内閣総理大臣）に出席した。本会議では、「こども・子育て政策の強化について（試案）」（令和5年3月・こども政策担当大臣公表）に掲げられた3つの基本理念について議論が行われた。

政府からは、岸田内閣総理大臣、後藤全世代型社会保障改革担当大臣（副議長）、小倉こども政策担当大臣（同）、松野内閣官房長官、鈴木財務大臣、永岡文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、西村経済産業大臣等が出席した。

そのほか有識者として、地方三団体を含む関係団体や、子育ての当事者・関係者等が出席した。

会議において荒木会長は、3つの基本理念に関して、町村の実情を説明するとともに、必要な安定財源と人材の確保に向けた支援を求めた。

加』、『社会全体の意識改革』、『子育て世帯への切れ目ない支援』は、いずれも重要であり、これらの実現のための施策を総合的に推進していかねばならない」と述べた。

『若い世代の所得増加』については、「雇用の安定化を図る必要があるが、町村における商工業や農林水産業は、国内外の経済情勢の変化や後継者の問題等、厳しい状況におかれている。地域産業が持続的に発展することが、若者の雇用機会の確保と安定的な所得につながる」と述べ、担い手の確保・育成をはじめ、雇用環境の整備に向けた取組に対する国等の支援の拡充強化を求めた。

さらに、「地方における若者の所得向上を図るためには、地域経済の再生と活性化が前提である」と強調した。

次に、『社会全体の意識改革』については、「九州の離島や沖縄等の出生率が高い地域には、地域ぐるみで子どもを育てるという意識が根付いており、こうした意識を社会全体に広めていくことも重要だ」と述べた。

また、岸田総理も視察した岡山県奈義町について、「子育て応援官」を行い、子どもの成長を支える地域

活 動



▲荒木会長（最奥）と岸田内閣総理大臣（左から3番目）ほか会議に出席した関係閣僚と有識者構成員



▲発言する岸田内閣総理大臣

をあげての取組を実践し、非常に高い出生率を実現している。2019年の合計特殊出生率は2・95と聞いている」と紹介した。

続いて、『子育て世帯への切れ目ない支援』にも関連するとしただうえで、「こうした地域の実情に応じたきめ細かな支援を講じることが、我が国の少子化対策には極めて有効であり、出生率の増加につながると確信している」と述べた。

最後に「このような取組を推進するためにも、地方負担も含めた安定財源の確保が不可欠であり、加えて、支援を行う人材の確保も重要」だとし、財源と人材の確保について、国としてしっかりと方針を示し、対応するよう求めて発言を締め括った。

続いて、出席した関係閣僚から、3つの基本理念に関する各省庁の取組や今後の方向性等について順次発言が行われた。

議論を踏まえ、岸田内閣総理大臣は、「こども・子育て政策の推進を図るうえで基本理念は、第1に若い世代の所得を増やすこと、第2に社会全体の構造や意識を変えること、第3に全ての子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること、この3つである。

若者・子育て世代の所得を増やすための一丁目一番地は、構造的な賃上げの実現である。男女ともに働きやすい環境の整備、希望する非正規雇用の方の正規化、女性の就労の壁となっている制度の見直し、同一労働同一賃金の徹底などに加え、リ・スキリングによる能力向上の支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化という三位一体の労働市場改革を加速する必要がある。

また、企業の文化、雰囲気は抜本的に変え、男女ともに気兼ねなく育休を取得できるよう、働き方改革の推進とそれを支える育児休業制度等の強化などを図っていく必要がある。

あわせて、社会全体の構造や意識を変え、こどもまんなか社会を実現するため、政府一丸となつてこどもファスト・トラック等の施策を多面的かつ積極的に展開するとともに、全国の幅広い関係者の協力を得つつ、社会全体の運動につなげていく。さらに、全てのこども・子育て世帯について、切れ目なく必要な支援が包括的に提供できるよう支援制度全体を見直していくことも重要である。

この3つの基本理念のもとで、政府として取り組むべき課題は多岐にわたる。関係の会議において議論を深めていくべきものもあるが、この会議において、加速化プランに沿って検討すべき項目について、具体的な制度設計や、課題の整理について、さらに検討を深めていただきたい。構成員の皆さまにおかれては、引き続き、精力的かつ迅速な議論を着実に進めることができるよう、ご協力を賜るようよろしくお願い申し上げます」と述べた。

岸田内閣総理大臣の発言後、会議は閉会された。

「食料・農業・農村基本法の

見直しに関する意見」をとりまとめ

― 茂原経済農林委員長が農林水産省

「食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会」に提出―

全国
町村会

農林水産省は、昨年9月、食料・農業・農村基本計画の策定など重要事項を審議する「食料・農業・農村政策審議会」(農林水産大臣の諮問機関)に基本法検証部会を設置した。世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや気候変動、海外市場の拡大など日本の農業を取り巻く情勢の変化等を背景に、岸田文雄内閣総理大臣から、食料・農業・農村基本法の総合的な検討を行い、関係閣僚の連携のもとで、同法の見直しの検討を進めることなどを野村哲郎農林水産大臣など関係閣僚に指示をした。これを受けて、野村農林水産大臣から審議会に、食料、農業及び農村に係る基本的な政策の検証や見直しについて諮問するとともに、より審議を進めるため、同審議会のもとに基本法検証部会が設置されることとなったもの。

部会長には中嶋康博東京大学大学院農学生命科学研究科教授が選出され、本会からは、茂原荘一経済農林委員長(群馬県町村会長・甘楽町長)が委員として参画している。

基本法検証部会は、これまでに14

回にわたり審議を重ねてきた。前半の審議では有識者からのヒアリングを踏まえた意見交換、また、食料の輸入リスクの高まりや人口減少下における担い手の減少、食料安定供給のための生産性向上等をテーマに議論が行われた。

後半の審議では、農林水産省から食料、農業、農村の各分野における今後の施策の方向性(政策提案)が示された。審議の中で茂原経済農林委員長は、「同省の政策提案は、食料システムや輸出等の産業政策に偏重している」としたうえで、①「農村政策は、単に産業政策のためにだけあるのではない。農村政策を切り離すことなくしっかりと位置付けて議論する必要がある」②「農村に人々が安心して暮らしていること自体が、食料安全保障だけでなく、エネルギーや防災など各種の安全保障に資するものであり、農業者のみならず全ての国民に関わる重要な問題である」等の意見を述べ、農村の持つ価値や、農村の重要性について強く訴えた。

このようなか、全国町村会は3月23日の政務調査会において、「食料・



▲出席する茂原経済農林委員長
(オンライン出席)

農業・農村基本法の見直しに関する意見」を審議し、内容及び取扱いについて荒木会長に一任したうえで決定し、野村農林水産大臣、衆参農林水産委員会など関係要路に提出した。その内容は、①農業政策と産業政策を引き続き「車の両輪」として一体的に進めること②現行の基本計画に記載されている農村振興策を着実に進めるとともに、新たな施策体系を基本法に位置付けること③農村RMOや関係人口、半農半Xなど多様な担い手の確保は農業や食料供給にとって極めて重要であり同法に位置付けることを求めている。

また、第13回基本法検証部会(4月14日開催)において同意見書を提出

茂原経済農林委員長は、多様な議論を踏まえ、改めて農村政策と農業政策を一体的に検討することの必要性を強調、「農村というのは農業生産だけの場ではない。住民の暮らしの場であり、地域社会そのものであり、文化や伝統が息づいている、都市住民を含めて生活に潤いを与え、そして、それらが国土の多様性を支えている」としたうえで、「農村を農業生産に貢献するかしなにかという、狭い視野でとらえてしまうと、『農村政策は縮小せよ』、『農村から撤退せよ』という議論につながるかねない」と指摘し、「いま国をあげて地方創生が推進され、地域おこし協力隊など地方への人の流れを加速させているさなかに、農村政策を軽視すれば大問題になる」と発言した。

一方では、「地域で残す農地と諦める農地の選別が始まっている。こうした農地の選択と集中を進めることが必要」「今後人口が減少し、日本の経済が低下していく中で、まばらに住んでいて、教育や医療等の基本的な行政サービスが提供できるのか疑問」等の否定的な意見もあるため、本会としても、引き続き、基本法検証部会の動向を注視しながら、農村政策の重要性等を訴えていく。

なお、農林水産省は、基本法制定後の今後20年を見据えた方向性を6月までにとりまとめ、来年度通常国会への改正案の提出を目指すとしている。

活 動

食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見

令和5年3月
全国町村会

食料・農業・農村基本法は、①食料安定供給の確保、②農業の有する多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展と、④その基盤としての農村の振興、を理念として掲げている。

これらのうち、食料の安定供給と多面的機能は、国民が享受すべき重要な利益であり、その実現を図るため、農業の発展と農村の振興を一体的に進めることが、政策推進の大前提であると考ええる。

食料・農業・農村を取り巻く国内外の環境が一層厳しさを増す中であって、現行基本法が掲げる重要な理念を補強し、国民の生命と生活を守り、国土の保全を担う我が国の農業・農村の発展・振興をさらに推進するため、多岐にわたる基本法の見直しに際し、特に下記の点に留意いただくよう意見申し上げます。

記

1. 食料安全保障概念を明確にするとともに国内農業への関心を高めること

食料安全保障の概念・定義を明確にし、緊急時のみでなく、平時の食料安全保障を図るとともに、国内生産の重要性等、国民の国内農業に対する関心を高め、コンセンサスの形成を図ること。その際、農業インフラの整備、農業や食を介した生産者・食品関連事業者と消費者・住民との交流や、食育等に関する各地域間、各主体間のこれまでの取組を再評価し、その拡充を併せて検討すること。

2. 農業政策と農村政策を一体的に検討すること

農村は農業の基盤であることはもとより、人が暮らし、土地を含めた自然資本を管理することによって、経済活動のみならず、防災等国土の保全や生態系の維持等、多大な貢献をしている。

また、歴史や伝統、文化、美しい景観を育んできた人々の心のよりどころでもある。

農村政策を、条件不利性を補う後見的な視点で捉えるのではなく、地域社会のあるべき姿を追求する前向きの姿勢で捉えることが、基本法が求める農村政策の取るべきスタンスである。

農村政策（地域政策）は農業政策全般に関わるものである。

基本法の見直しにあたっては、これらを切り離すことなく、「両輪」としてつなぎ、好循環を生み出す「車軸」づくりを目指すよう一体的に検討すること。

3. 新たな農村政策の施策体系を基本法に位置付けること

現行の食料・農業・農村基本計画（R2年3月）は、農村の振興について、①雇用と所得機会の確保、②人が住み続けるための条件整備、③農村RMOや関係人口、半農半X等新たな動きや活力の創出と、これらを継続的に進めるための関係府省の連携を新たに掲げている。これらの新たな施策体系を規範化することは、農業・農村政策の持続性と発展性を高める上でも重要である。

このため、新たな農村政策の施策体系を基本法に明確に位置付けること。

4. 多様な担い手の確保の必要性を基本法に位置付けること

農業就業人口は減少が続いているが、農業生産を継続し、食料を安定的に供給するためには、担い手の確保が欠かせない。この点に関し田園回帰、関係人口による地域活動の高まりは、農村振興のみならず農業発展の好機でもある。新規就農者の大半は、非農家出身であり、他産業にはない農業の魅力に着目している人々の存在は重要である。「半農半X」や「農村マルチワーカー」等は、既成概念に捕らわれない多様な視点で農業を捉える者であり、その発展に貢献する存在にもなり得る。

また、現行の基本計画では、「中小・家族経営など多様な経営体の生産基盤の強化を通じた農業経営の底上げ」がポイントとして掲げられており、これらの生産意欲を高め、またその参入の間口を広げることは、食料安全保障の観点からも重要である。

農業人口の減少局面のみに着目することなく、農業が職業として選ばれる魅力的な産業であるためにも、多様な担い手の確保の必要性について基本法に位置付けること。

5. 鳥獣被害対策を基本法に位置付けること

野生鳥獣による農作物や森林被害は極めて深刻な状況にある。このため、被害防止に向けた総合的な対策を継続的かつ効果的に実施しうよう、鳥獣被害対策を基本法に位置付けること。

6. 農村環境や景観の維持保全を基本法に位置付けること

世界の農業政策は、持続可能な食料システムの構築を目指した取組を既に始めている。なかでも農村環境や景観の改善のコストは、農産物の価格転嫁が困難であり、公的部門が担うべき課題である。

一方、我が国の環境支払予算は先進国の中で際立った低水準にとどまっている。

このため、農村環境や景観の維持保全を基本法に位置づけ、多様な環境支払制度の確立を目指すこと。

7. 「農村価値創生交付金（仮称）」の創設を検討すること

モンスーンアジアに位置し、多様な農業生態系を有する我が国にあって、地域の特性にあった農業・農村政策を展開することは、効率的かつ安定的な農業経営にも資するものと考ええる。基本法も自治体農政について「自然的経済的社会的諸条件に応じた」施策の策定・実施の責務を規定している（第8条）。さらに、あらゆる政策を実施する、総合行政主体である自治体の強みを活かす必要がある。

このため、農業・農村政策を創造的かつ、きめ細かく安定的に実施し得るよう、施策設計など、自治体の裁量を大幅に拡大した「農村価値創生交付金（仮称）」の創設を検討すること。

以 上

「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」について

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

1 はじめに

我が国では、人口減少等を背景にして全国的に空き家が増加しており、管理が適切になされていないおそれのある「居住目的のない空き家」は、この20年間で約2倍に増加しています。空き家は、そのまま放置されることにより、老朽化し危険な状態となる、害獣が住み着く、街の景観を悪化させるというように、安全、衛生、景観面等において周囲にさまざまな問題をもたらします。

全国で空き家問題が深刻化する中、平成26年に、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空き家等に対応することと主眼を置いて、空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）が制定されました。空家法が施行されて以後、地方公共団体において空き家対策は着実に進展しており、80%を超える市区町村において、空家等対策計画が策定されているほか、これまでに約2万件（令和3年度末時点）の特定空き家等の除却や修繕等がなされています。

しかしながら、今後も空き家の増

加が見込まれる中、空家等が周囲に悪影響を及ぼす前に活用や管理を促し、また、特定空き家等への措置をさらに充実させることによって、空き家対策を総合的に強化するため、第211回通常国会に空家法の改正案を提出しました。

改正案では、空家等の「活用拡大」、「管理の確保」、「特定空き家の除却等」の三本柱で対応を強化することとしており、本稿ではその概略を説明いたします。

2 活用拡大

(1) 空家等活用促進区域

中心市街地や地域再生拠点等、市区町村内の拠点となる地域では、多数の空家等が生じることにより、地域の本来の機能に悪影響を及ぼす可能性があります。改正案では、市区町村において、商店街の活性化や地域コミュニティの維持といった経済的社会的活動の促進のため、空家等の活用が必要な地域を「空家等活用促進区域」として空家等対策計画に定めることができることとしています。空家等活用促進区域では、以

下に掲げる建築基準法の特例措置等を講じることができます。区域設定に当たっては、区域内の空家等の活用の方針等を定めた「空家等活用促進指針」を定め、これに基づき活用を進めていただきます。なお、区域を定める場合には、地域住民の意見を反映させるための手続きが必要です。

① 接道規制の合理化

建築基準法上、建築物の敷地は幅員4メートル以上の道路に接していなければならない、これを満たさない建築物の建替えや増改築には、特定行政庁による特例許可が必要です。特例許可は、特定行政庁が建築審査会の同意を得た上で行うこととされており、手続き上の負担が重く、また、許可の要件が明示されていないため、許可を得られるかどうかの見通しが立ちづらいという課題があります。

このため、市区町村が特定行政庁と協議した上で、空家等活用促進指針において、安全確保策を前提に接道規制の特例を受けられる建築物の要件（敷地特例適用要件）を定めた

政 策

場合には特例許可を不要とし、当該要件に適合することの特定行政庁による認定を受ければ建替え等を行うことができることとしています。敷地特例適用要件については、市区町村の参酌基準を国土交通省令で定めることとしています。

②用途規制の合理化

建築基準法上、都市計画で定められた用途地域において、定められた用途以外の用途の建築物に変更する場合は、特定行政庁による特例許可が必要です。①と同様、特例許可の要件が明示されていないため、許可の見通しが立ちづらいという課題があるため、市区町村が特定行政庁と協議し、同意を得た上で空家等活用促進指針に用途規制の特例を受けられる要件（用途特例適用要件）を定めた場合には、当該要件に適合する用途変更の特例許可を円滑に受けることができることとしています。

③空家等の所有者等に対する要請

市区町村長は、区域内の空家等の所有者又は管理者（所有者等）に対して、必要がある場合には、空家等

活用促進指針に即して空家等を活用するための措置を講ずることを要請できることとしています。

①～③の他にも、空家等活用促進区域においては、都市計画法上の開発許可権者である都道府県知事が市街化調整区域内の空家等の用途変更の許可について配慮すること、地方住宅供給公社が市区町村から委託を受けて空家等の活用を行うことができること等としており、市区町村の実情に応じて空家等の活用の促進が図られることが期待されます。

(2)空家等管理活用支援法人

空家等の所有者等は、活用や管理に対する意識が必ずしも十分ではなく、活用意向のないまま放置してしまふ、あるいは、意向はあってもその相談先が少なく、買い手や借り手が見つからないまま放置してしまふ場合があります。他方、行政側も人手不足等により所有者等に対する働きかけや相談対応を十分に行うことが難しいという課題もあります。

このため、地域において空家等の

活用や管理に資する取組を行っているNPOや社団法人等について、「空家等管理活用支援法人」として市区町村長が指定できることとし、公的な位置付けを与えることでこれらの法人が活動しやすいとする制度を創設します。支援法人は、本人の同意が得られた空家等の所有者等の情報について市区町村から提供を受け、空家等の所有者等や利活用希望者への相談対応やマッチングを行ったり、委託を受けて空家等の管理や活用を行ったりすることや、市区町村長に対して空家等対策計画の作成の提案や4(4)の相続財産清算人の選任等の請求の要請を行うことができることとしています。

3 管理の確保

(1)管理不全空家等への指導、勧告

特定空家等に至る前からの対策を強化するため、適切な管理がなされておらず、そのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等（管理不全空家等）の所有者等に対して、市区町村長が指導し、指導をしてもなお状態が改善されず、特定

空家等になるおそれの大きい場合には、勧告ができることとしています。現在、勧告を受けた特定空家等の敷地に係る固定資産税の住宅用地特例は解除されますが、管理不全空家等も同様に、勧告を受けた場合には固定資産税の住宅用地特例を解除することとしています。これにより、空家等が管理不全とならないよう、所有者等に適切な管理を促すこととしています。

4 特定空家の除却等

(1)特定空家等の所有者等に対する報告徴収権

特定空家等について、現行法では市区町村長が立入調査できる旨が規定されています。特定空家等の状態を確認するためには、単に物的な状態を知るだけでは足りない場合もあるため、市区町村長が所有者等の意向を把握することができるよう、特定空家等の所有者等に対して新たに報告徴収ができる（報告をしない場合や虚偽の報告をした場合には過料を科す）こととしています。

政 策

(2)緊急代執行

現行法上、特定空家等に対して代執行する際は、命令等の手続を経る必要があります。しかし、台風等の災害により特定空家等が倒壊しそうな場合等、緊急に安全を確保する必要がある場合は、迅速に対処することが必要です。このため、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等の場合に、命令等の一部の手続を経ずに市区町村長が代執行できることとしています。

(3)略式代執行、緊急代執行費用の円滑な徴収

従来、空家等の所有者等が不明な場合に行う略式代執行については、後から所有者等が判明した場合等には、民事裁判を起こして費用回収を行う必要がありました。改正案では、略式代執行についても通常の代執行と同様に国税滞納処分例により費用回収できるよう、行政代執行法を準用することとしています。(2)の緊急代執行の費用についても同様としています。

(4)民法上の財産管理制度における市区町村長の請求権

区町村長の請求権

民法には、住所や居所を去って容易に戻る見込みのない者（不在者）がいる場合に、利害関係人又は検察官の請求によって家庭裁判所がその財産の管理について必要な処分を命ずる不在者財産管理制度や、所有者が死亡して相続人のあることが明らかでない場合に、利害関係人又は検察官の請求によって家庭裁判所が相続財産清算人を選任し、その清算人が相続財産を管理・清算する相続財産清算制度が定められています。また、令和5年4月1日より、所有者不明の土地・建物や、管理不全の土地・建物について、利害関係人の請求によって、地方裁判所が管理人を選任する新制度が始まりました。

これらの制度は、市区町村が活用することが期待されますが、民法上は裁判所への請求権者が利害関係人に限定されているため、利害関係人に当たることの証明ができれば市区町村は請求を行うことができます。このため、改正案においては、空家等の適切な管理や処分等を

進めるため、不在者財産管理制度、相続財産清算制度、所有者不明建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度について、市区町村長が裁判所に対して管理人の選任に係る請求をできることとしています。

5 おわりに

本改正案は、公布後6ヶ月以内の施行を予定しており、国土交通省では、市区町村の皆様が円滑に事務を進めることができるよう、施行に向けて、基本指針の見直しやガイドラインの整備等を行う予定です。空き

家対策は一朝一夕に解決できるものではなく、地域における中長期的な取組が不可欠です。市区町村の皆さまにおかれましては、本改正案を踏まえ、空き家対策について積極的な取組をお願いします。

なお、令和5年度税制改正では、相続した空き家を一定の要件を満たした上で譲渡した場合に譲渡所得から3千万円の特別控除を認める税制特例について、特例の期限を令和9年末まで延長した上で、買主が売買契約に基づき譲渡後に耐震改修又は

除却した場合も、特別控除を適用できるように拡充しました。

また、令和5年度予算においては、市区町村がやむを得ず行う特定空家等の行政代執行等による除却に係る国の補助率の引上げや、空き家を除却するか活用するかを判断するためのフィージビリティスタディ（インスペクションや間取り図作成等を含む実施可能性調査等）に係る費用や、市区町村が所有者不明建物管理制度等を活用する際の予納金等の補助対象への追加等の拡充も行っております。

国土交通省としても引き続き政策ツールを総動員して取組を進めてまいります。空き家対策についてご不明な点があれば、国土交通省住宅総合整備課へお問い合わせください。

お問合せ先

国土交通省
住宅局 住宅総合整備課
担当：城戸
電話：03-5253-8502
(直通)

政 策

応急対策職員派遣制度に基づく 自治体間の応援

総務省 自治行政局 公務員部 公務員課 応援派遣室
応急対策派遣係長 佃 侑祐

1 応急対策職員 派遣制度の概要

平成28年に発生した熊本地震における自治体間の応援職員の派遣に関する成果等を踏まえ、平成30年に総務省と全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会（以下「地方三団体等」という。）が連携して「応急対策職員派遣制度」を構築しました。

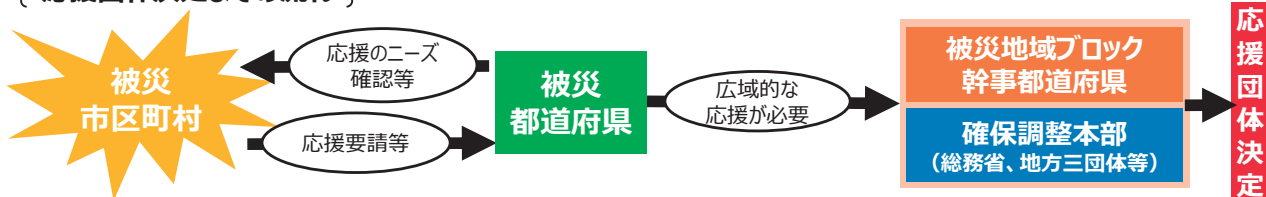
応急対策職員派遣制度は、災害発生時に被災市区町村から都道府県に応援要請があり、県内応援では対応困難であると判断した場合に、被災都道府県の求めに応じて総務省や地方三団体等が連携して広域的な応援派遣を調整する制度です。

災害発生時には平時には起こらない多種多様な業務が次々と発生し、被災自治体の職員だけで対応することとは困難です。本制度は、いつどこで起こるか分からない災害に対応するため、相互支援、助け合いの観点から構築された制度であり、災害発生時においてマネジメント機能の低下やマンパワー不足、そのおそれを認知した場合には、躊躇なく応援要請を行ってください。

また、他の都道府県で災害が発生した際には、被災市区町村への職員派遣にご協力願います。

応急対策職員派遣制度について（平成30年3月創設）

〔 応援団体決定までの流れ 〕



（１）総括支援チームの派遣

- 対口支援に先立つ先遣隊として、被害状況、応援職員のニーズを確認
- 被災市区町村の災害マネジメントを支援

※ 災害が発生するおそれでも派遣できる。
＜総括支援チームの構成イメージ＞

災害マネジメント総括支援員 ※	(1名)
災害マネジメント支援員 ※	(1～2名)
連絡調整要員	(1～2名)

※ 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ 名簿に登録

登録者数 : 災害マネジメント総括支援員 502名
(R5.3.末現在) 災害マネジメント支援員 760名

（２）対口支援チームの派遣

- 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- 都道府県（都道府県は管内市区町村と一体的に支援）又は指定都市を、原則として1対1で被災市区町村に割り当て
- 原則として、総括支援チームとセットで決定

（３）応援職員の派遣実績（令和4年8月末時点）

- 平成30年3月の応急対策職員派遣制度構築以降の派遣実績
 - ・ 総括支援チーム（延べ人数）：1,398名
 - ・ 対口支援チーム（延べ人数）：37,812名

政 策

2 災害マネジメント
総括支援員等の登録

本制度構築の契機となった平成28年熊本地震における対応については、その成果として、応援職員による災害対策本部の立直し支援、対口支援方式によるマンパワー支援等が挙げられました。それを受け、本制度では応援職員の派遣は、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」、マンパワー支援を行う「対口支援チーム」において行う旨が規定されています。

特に、総括支援チームは災害マネジメントの支援及び被災市区町村の応援ニーズの把握の役割を担っており、チームのリーダーや構成員となる職員には、災害対応に関する知見が求められます。

そこで、災害対応に知見を有する職員を、各自治体の推薦に基づき、総括支援チームのリーダーとなる災害マネジメント総括支援員(通称・GADM)と、それを補佐する災害マネジメント支援員として、総務省の管理する名簿に登録することとしています。

災害マネジメント総括支援員は被災自治体において首長や幹部職員への災害対応における助言等を行うことになることから、被災自治体への応援経験や研修等を通して災害対応

に知見を有する管理職相当の職員を各自治体から推薦いただき登録しています。また、災害マネジメント支援員は、総括支援員を補佐する役割を担っており、役職にかかわらず、避難所運営や罹災証明書の発給業務に知見を有する職員が登録しています。

令和5年3月末時点で、全国で災害マネジメント総括支援員の登録者は502名、災害マネジメント支援員の登録者は760名と着実に増加していますが、その登録者の多くが都道府県や指定都市の職員となっています。一方で、実際の災害時において、受援団体となる市区町村職員と同じ立場に立って支援を行うことができる職員の存在も重要であり、市区町村職員の登録者数のさらなる増加が必要と考えられます。

自団体や他団体が被災した際に、助け合える関係を作り上げるためにも、町村職員の皆さまにおかれても、災害マネジメント総括支援員等への登録をお願いします。

3 過去の応援実績

本制度では、災害マネジメント支援や避難所運営、罹災証明書の発給業務など他の応援の仕組で対象としていない業務を支援対象としています。

防災担当職員、災害対応経験のある職員の皆様

災害マネジメント総括支援員(通称GADM)

(General Adviser for Disaster Management)

に登録を!



GADMの役割

大規模災害時に、先遣隊として「総括支援チーム」を率いて被災市区町村に入り、被害状況を把握し、行うべき業務、事務量、スケジュールを整理し、必要な応援職員の規模の助言を行うなど、被災市区町村長の災害対応を総括的に支援

(発災直後)

- 災害対応に迫られる首長に対し、外部への応援要請に関する助言
- 幹部職員との調整(応援職員と被災自治体職員の役割分担等)
- 被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握
- 被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連絡調整

(避難所運営)

- ボランティアの受入、役割分担の調整
- 避難所における必要物資の把握、支援物資の受入、保管に係る調整
- 避難所の閉鎖に向けた住民との調整

(罹災証明書発給)

- 住家被害認定調査の実施に向けた調査チーム結成の調整
- 罹災証明発行業務の調整(郵送型か窓口型か)

GADM登録までの流れ

推薦書
を提出
※1※2

研修
を受講
研修動画
約11時間

登録

- ※1 推薦の対象は地方公共団体の職員等
※2 推薦の基準は以下の①～③のいずれにも該当するもの
- ①災害対応に関する知見を有する者
 - ②地方公共団体における管理職の経験を有する者
若しくは所属の管理運営に携わる職員
 - ③地方公共団体において5年以上の勤務経験を有する者

応援職員から届いた声

- ・経験者、年長者だけでなく若年者も総括支援チームに加入することで、若年者が災害対応経験を積むことができた。
- ・被災地での経験は、自団体が被災した場合に生きてくるので、応援派遣は自団体の災害対応力の向上に有効。
- ・被災地で他の自治体と一緒に支援を行うことで、新たな災害対応のネットワークを構築することができた。

災害対応力の向上のためにも、災害マネジメント総括支援員(GADM)の登録を!

お問い合わせ先: 総務省公務員部応援派遣室(03-5253-5230)及び各都道府県担当課

政 策

す。そこで、過去の本制度適用時に具体的にどのような業務に応援職員が従事したのか紹介させていただきます。

平成30年の制度構築以降、応急対策職員派遣制度に基づき計8つの災害に延べ約39,000人の応援職員が派遣され、被災自治体での災害対応業務に従事しました。具体的には、風水害が平成30年7月豪雨、令和元年九州北部大雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和4年8月3日からの大雨の6つ、地震が平成30年胆振東部地震、令和4年福島県沖地震の2つです。

これらの具体の災害時において、災害マネジメント支援としては、災害対策本部の立直し支援、住家被害認定調査のスケジュール化、関係団体への情報共有が行われてきました。

また、対口支援についても、主に避難所運営や罹災証明書の発給業務、それらに関連して、避難所への物資運搬や感染症拡大防止のためのパーテーションの設置、住家被害認定調査、罹災証明書の発給申請の受付業務等について、被災自治体と連携のうえで応援が実施されました。

4 研修の実施

このように、災害時の応援派遣が行われてきましたが、被災自治体への応援の実効性確保のためには、応援職員の人材育成や、GADM同士、GADMと各団体防災担当者間の、平時からの顔の見える関係の構築が重要となります。そこで、総務省ではさまざまな研修を企画し、実施しています。

まず、災害マネジメント総括支援員等研修について紹介させていただきます。

この研修は、通年受講可能なWeb研修と秋頃に有明の丘基幹的広域防災拠点施設での集合研修からなる研修です。Web研修のカリキュラムは、内閣府（防災担当）からの災害救助法等に関する講義や、災害マネジメント総括支援員からの応援経験の共有、有識者による演習等からなり、災害マネジメント総括支援員等への登録時に必ず受けていただく研修となります。集合研修については、秋頃に50名程度で計2回開催しており、Web研修で学んだ知識を、グループディスカッション等を通して深めていただくとともに、実際に応援派遣経験者や他団体の災害マネジメント総括支援員等との「顔の見える関係」を構築していただきます。

次に紹介させていただくのは、被災地研修です。こちらの研修は令和4年度に初めて、令和2年7月豪雨の被災地である、熊本県人吉市及び球磨村で開催しました。本研修は、実際に応援派遣が行われた被災地において、応援職員や被災自治体職員の経験談を聴講するとともに、実際に被災地を視察しながら当時起こった事象を学び、グループディスカッション等を通して、実感を持って災害対応への理解を深めていただくことを目的として企画されたものです。令和5年度は、平成30年7月豪雨で大きな被害を受けた、岡山県倉敷市真備地区で開催予定ですので、各団体におかれましては、所属職員を研修に派遣していただきますよう、よろしく願います。

5 業務の見直し・
支援体制の構築

これまで応援団体の担った業務や平時における応援職員の育成についてご紹介しましたが、あらゆる業務が応援に適するわけではありません。被災自治体の職員でなければ対応が難しい業務もあります。また、災害発生時に応援が機能するためには受援側の取組も重要となります。そこで、被災した場合に行うべき、被災した場合に業務の見直しです。

災害対応に向けた体制を構築するとともに、不要不急の業務の中止・延期を検討することで自団体の人的資源の最適化を行ってください。災害対応は防災担当部署のみで行えるものではないことから、平時から関係部署と調整したうえで業務継続計画（BCP）を策定し、発災時に全庁的に業務見直しを行うことができる備えを行ってください。

あわせて行っていたいただきたいのが、受援体制の構築です。応援職員が災害対応業務に従事し機能するためには、被害状況や関係機関等の対応状況に関する情報の共有、執務スペースの確保が必要となります。また、応援職員に依頼する業務についても、その性質に応じて整理をしたうえで、選定する必要があります。このような受援側の対応については、災害発生時に一から行うことは困難である一方、繰り返しとはなりません。が、応援が機能するためには極めて重要です。

災害発生時にどのように応援職員を受け入れるかについては、各団体の受援計画の中に明記し、BCPと同様に防災担当部署への共有をお願いします。そして、受援計画未策定の団体においては、内閣府が策定している「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和3年6月最終改定）」等を

政 策

参考に、受援計画策定に向けた検討をお願いします。

6 情報伝達・連携訓練の実施

このような本制度ですが、実災害時に円滑に応援派遣の調整を行うとともに、応援職員の受入れを行うため、毎年、一部の都道府県及び県内市区町村にご協力いただき、全国知事会等と連携し本制度に関する情報伝達・連携訓練を実施しています。

本訓練は、災害発生時における被災自治体からの応援要請、その後の応援職員派遣の調整の流れをシナリオに基づいて確認を行うもので、町村においても、受援側として、都道府県への被害報告や応援要請等を行う立場として訓練にご参加いただいております。

令和3年度は関東ブロックの群馬県において訓練を実施しており、令和4年度においては、大雪のために中止となりましたが滋賀県での訓練実施が企画されました。令和5年度も訓練実施予定です。訓練開催地となった町村職員の皆さまにおかれましてはご協力いただき、本制度に関する理解を深めていただければと思います。

7 出水期に備えて

出水期を迎えると、例年、前線や台風の影響により各地で大雨が発生し、場合によっては河川の氾濫等が起こっています。

河川の氾濫等が生じると、広範囲の住家が浸水被害等を受け、避難所運営や罹災証明書の発給業務等に多くのマンパワーが必要となり、冒頭でも述べましたとおり、被災自治体の職員だけでは災害対応業務を処理しきることは困難となります。

そのような事態に備え、町村職員の皆さまにおかれては、平時から、首長、幹部職員、防災担当以外も含む各部署に本制度を含む災害時の各種応援制度について周知していただくとともに、受援計画等の構築をお願いいたします。そして、実際に大規模災害が発生した場合においては、躊躇なく応援要請を行っていただくとともに、他の都道府県で災害が発生した際には、被災自治体への職員派遣にご協力願います。

お問合せ先

総務省自治行政局公務員部

公務員課応援派遣室

電話：03-5253-5230

(直通)

メール：ouehaken@soumu.

go.jp

大規模災害時に

応援職員を派遣します。

〈 応急対策職員派遣制度 〉

総務省、地方三団体及び指定都市市長会により運営



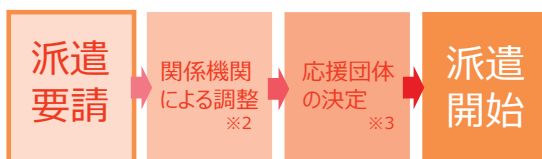
(概要)

- ▶ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に先遣隊として「総括支援チーム※1」を派遣
(※1 災害マネジメント総括支援員等で構成)

- ・ 災害対応についてアドバイス
- ・ 応援職員のニーズを確認
- ・ 災害対策本部運営支援 など

- ▶ 必要な応援職員として「対口支援チーム」
(被災市区町村ごとに支援団体を割り当て)を派遣
- ・ 避難所の運営支援
- ・ 罹災証明書の交付業務に係る支援 など

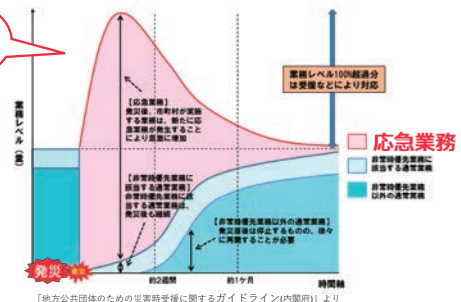
(派遣開始までの流れ)



※2 被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、確保調整本部(地方三団体、指定都市市長会、総務省(事務局))

※3 都道府県又は指定都市(都道府県は管内市町村と一体的に支援)

人的資源が
絶対的に不足！



(派遣を受けた自治体の声)

- ・ 早急に派遣いただいたことで、迅速かつ適切な対応を行うことができた。
- ・ ノウハウを持った職員を派遣していただけた。
- ・ 期間を通して必要人数を派遣いただき、家屋調査がスムーズに進んだ。
- ・ 我々が困るだろうことを先回りして情報提供いただいた。

大規模災害時には、躊躇なく応援職員の派遣要請を！

お問い合わせ先：総務省公務員部応援派遣室(03-5253-5230)及び各都道府県担当課

情 報

令和5年度「法務能力向上のための特別実務セミナー」の開催

～苦手な法務もこれで解決！変化に即応できる自治体職員・議員のための短期集中セミナー～

- 全国的に共通性のある政策法務に焦点を当て、そのポイントを解説する「法務特別セミナー」を全国5か所、また、各地域の課題解決に役立つ政策法務に焦点を当て、個別の条例や判例を分かりやすく解説する「法務実務研究セミナー」を全国6か所で開催します。
- 自治体法務に精通した講師による、市区町村の職員、議員の皆様の法務能力の向上に役立つ実践的な講義内容となっていますので、ぜひご参加ください。
- ◆日程及び会場
- 【法務特別セミナー】
- 令和5年
- 7月5日(水)～7月6日(木)
京都市：京都テルサ
- 7月11日(火)～7月12日(水)
東京都千代田区：砂防会館別館
- 7月26日(水)～7月27日(木)
前橋市：群馬県市町村会館
- 8月16日(水)～8月17日(木)
芦屋市：芦屋市消防庁舎
- 11月7日(火)～11月8日(水)
さいたま市：全電通埼玉会館
- ※東京及びさいたま開催は、オンライン配信(ライブ配信及び見逃し配信)あり。
- 【法務実務研究セミナー】
- 令和5年
- 7月19日(水)～7月20日(木)
盛岡市：エスポワールいわて
- 8月2日(水)～8月3日(木)
前橋市：群馬県市町村会館
- 8月29日(火)～8月30日(水)
佐賀市：佐賀県庁新館
- 10月18日(水)～10月19日(木)
札幌市：北海道建設会館
- 11月1日(水)～11月2日(木)
松江市：島根県自治研修所
- 令和6年
- 1月24日(水)～1月25日(木)
さいたま市：全電通埼玉会館
- ※さいたま開催は、オンライン配信(ライブ配信及び見逃し配信)あり。
- ◆受講料(教材費・税込)
- 賛助会員2,000円
非賛助会員4,000円
- ◆お申込専用フォーム
<https://krs.bz/rig/m/rig-seminar>
- ◆問合せ先
一般財団法人地方自治研究機構
研修部
電話：03-5148-0662
E-mail：koshu@rig.or.jp
- ◆その他
詳細は、機構HP <http://www.rig.or.jp/htdocs/003.html> を参照ください。

交通遺児家庭に暮らしの安心を

交通遺児等育成基金が力強くバックアップします。

1980年8月の設立から交通遺児の皆さんとともに。

〈お問い合わせ・お申し込み〉

公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

☎ 0120-16-3611 (基金事業)

03-3237-0158 (支援給付事業)

協力団体/ 独立行政法人 自動車事故対策機構 (本部 TEL03-5608-7560)

交通遺児育成基金事業

損害保険会社等から支払われる損害賠償金等から基金に拠出金を払い込むと、これに国庫補助金と民間援助金を加えて安全・確実に運用し、お子様の養育資金として3か月ごとにまとめて満19歳に達するまで、育成給付金を送金します。

- 加入年齢
満16歳未満の遺児が加入できます。
- 拠出金額
加入年齢により異なります。
- 給付金額
育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。

交通遺児等支援給付事業

中学生以下の交通遺児または交通事故により重度の後遺障害を負われた方の子弟がいる家庭で、生計が困窮している家庭を対象にした給付事業です(貸付けではありません)。

- 越年資金
12月に2万5千円を支給します。
- 入学支度金・進学等支援金
小学校、中学校入学時に5万円を支給します。
- 進学等支援金
高校進学時又は就職時に5万円を支給します。

利用してみよう！ 地方支援業務

地方公共団体の「良き相談相手」となることを目指して、令和5年度も財政運営全般にわたって丁寧できめ細かい各種の地方支援業務を実施していきます。皆さまの積極的なご活用・ご参加をお待ちしています。

令和5年度実施予定の地方支援業務のポイント

- アドバイザー派遣等の個別支援により、市区町村等の個別課題にきめ細かく対応
- 多様な研修機会を確保し、遠隔地や小規模の団体も含め広く効果が及ぶよう、セミナーやeラーニングを充実
- Webで積極的に情報発信するとともに、財政運営上のニーズや課題を把握するためアンケート調査を実施



財政運営等に関する個別支援

▶ 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業（総務省との共同事業）

団体の状況や要請に応じて、市区町村等に継続的にアドバイザーを派遣します。**令和5年度は新たな支援分野を追加しました。**第1次募集は3月下旬まで申請を受け付け、4月から順次派遣予定です。第1次募集を含め3回募集を行う予定ですので、積極的にご活用ください。

支援分野	市区町村・公営企業等		都道府県
	課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
■公営企業・第三セクター等の経営改革 ・DX・GXの取組 New ! ・経営戦略の改定・経営改善 ・公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組 ・上下水道の広域化等 ・第三セクターの経営健全化	■公営企業会計の適用 ■地方公会計の整備・活用 ■公共施設等総合管理計画の見直し・実行 ■地方公共団体のDX New ! ■首長・管理者向けトップセミナー（啓発・研修事業のみ） New !	・政策テーマについて達成が困難な団体に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	・市区町村等に対して研修を行う場合に、講師として派遣

▶ 出前講座

金融の専門知識や実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、その団体の要望に応じたテーマ・方法（講師派遣・Web会議システム等）で講義を実施します。

▶ 実務支援

自治体ファイナンス・アドバイザー等が団体の抱える財政運営や資金調達等に係る個別具体的な課題や疑問の解決に向け、きめ細かなアドバイスをを行います。電話・メール等でお気軽にご相談ください。



eラーニング・集合研修

※新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては集合研修の開催方法を変更する可能性があります。

▶ eラーニング

eラーニングにより、集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供します。また、eラーニングで提供した講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにします。令和5年度も**配信コンテンツを充実させていきますので、ぜひご活用ください。**

▶ 集合研修

○ JFM 地方財政セミナー・JFM 地方公営企業セミナー

先進的な取組を行っている地方公共団体からの報告、総務省からの制度等の解説、有識者による講演等を織り込んだ研修を、集合研修・eラーニングで実施します。**JFM 地方公営企業セミナーは、JIAM と共催で新たに宿泊型研修を実施します。**

○ 資金調達入門研修・資金運用入門研修

資金調達・運用に初めて携わる職員を対象に、集合研修・eラーニングで実施します。

○ 資金調達・運用に係る宿泊型研修

資金調達・運用について、基礎から専門的知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的とし、集中的に学べる宿泊型研修を、JAMP や JIAM と共催で実施します。



情報発信

▶ 先進事例検索システム

現在、財政運営や地方公営企業の取組等に関する1,600件超の事例を掲載しています。掲載事例の充実を図ります。

▶ 財政分析チャート「New Octagon」

市町村の財政状況を簡単に分析できる財政分析チャート「New Octagon」について、活用方法の周知を図ります。

令和5年度は全地方公共団体にニーズや課題を把握するアンケート調査を行います。

ご協力をお願いします！



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く
地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

町村

ご当地キャラじまん

Vol.119

西ブロック

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、西ブロック（中国・四国・九州・沖縄）からピックアップ。

鳥取県若桜町

熊本県
南小国町

沖縄県宜野座村

若桜町内にある「若桜鬼ヶ城跡」にちなんで、平成15年（2003年）から始まった「因州若桜鬼つこまつり」のマスコットキャラクターとして誕生した「若鬼くん」と「桜子ちゃん」。毎年10月に開催されるこのお祭りでは、来場者に楽しんでもらおうと、毎回一生懸命2人で盛り上げてくれます。後に、町のマスコットキャラクターとしても活動するようになり、若桜町観光協会の婚活イベントやカップル向けイベント等にも、応援にかけつづけます。大抵は、2人でイベントに参加しますが、時には「若鬼くん」単独で町外でのイベントに出張することもあり、若桜町のために活躍しているのです。これから、若桜町主催のイベントはもちろんです。町内外問わず若桜町のPRのため、2人仲良く、元気に明るい笑顔で活動していきます。

若桜町マスコットキャラクター

若鬼くん・桜子ちゃん

鳥取県若桜町



2004年10月24日生まれ。若鬼くん(写真左)はお祭大好きな男の子。桜子ちゃんは明るい性格で子どもたちとすぐに友だちになれる女の子。ふたりとも登山やスキー、雪合戦が得意。好物は鯉料理とジビエ料理。

南小国町公式キャラクター

きよらスキー

熊本県南小国町

南小国町を盛り上げ、より一層町をPRしていくことを目的に、町民から愛される公式キャラクターの公募及び投票を実施し、平成24年（2012年）10月16日に開催された「きよら祭り」時に誕生した「きよらスキー」。キャラクターのデザインは、町内にある国指定天然記念物「金毘羅杉」をモチーフとしています。お腹には町章が描かれています。実は体全体に「南小国町」の文字が散りばめられていることは、あまり知られていません。また、町の広報誌「きよら」には、毎月「きよらスキー」の4コマ漫画が掲載されており、人気を博しています。最近では、イラストでの活躍が主になっていますが、イベント等にも参加し、語尾に「うーん」とつける話し言葉で、これからは南小国町の知名度向上のために、PR活動に励んでいきます。



2012年10月16日生まれ。南小国町志津地区にある国指定天然記念物「金毘羅杉」の妖精。いつも元気いっぱい、きよらかな心の持ち主。好きな食べ物は「まいだけの天ぷら」と「そば」。

宜野座村マスコットキャラクター

ぎくのくん

沖縄県宜野座村



10月27日生まれ。ほっぺが赤くなるくらい活発で元気な男の子。宜野座村の食べ物はなんでも大好き。好きなものは、宜野座村の自然と楽しいイベント。

宜野座村に公式キャラクターがいなかったため、一般公募によって誕生したマスコットキャラクター。村のキャッチフレーズ「水と緑と太陽の里」と、村のシンボル「がらまん岳」を頭で表現し、「じゃが麺」のスカarfを身につけ、「パインアップル」をモチーフとしたパンツを履いています。そして、「ぎくのくん」のチャームポイントがてんぷす（沖縄の方言でおへそ）なのは、宜野座村が沖縄本島のちょうど真ん中に位置しているからなのです。また、役場やがらまんホール等、村内の公共施設には、「ぎくのくん」のパネルが設置されていて、村民から親しまれています。夏に開催される「漢那ダムまつり」や10月の「宜野座村まつり」にはいつも参加し、村民や観光客と交流している「ぎくのくん」。宜野座村の「顔」として、元気に笑顔で村のPR活動が続けていきます。

随 想

広陵町は、奈良盆地の北西部に位置し、大阪市中心部まで、車、鉄道で1時間以内という距離にあり、住宅地として発展してきました。人口は、約3万5千人で奈良県下の町村で最大となっています。面積は、16・3km²でコンパクトな町です。ほぼ平坦で、高い丘陵地は新興住宅地で、平野部には旧来の集落が点在しています。昭和の大合併で昭和30年に広陵町が誕生し、間もなく70周年を迎えようとしています。

事業者の廃業が増え、靴下の町の将来が危ぶまれる状況が続いていました。それでも100年以上続く靴下生産技術は日本一、いや世界一と評価する靴下事業者の熱意が支えとなり、靴下生産の歴史を後世に残そうと、広陵町靴下組合が企画、編集した「広陵くつした100年史」がまとめられました。その成果が、若手後継者が中心となつて、アンテナショップ「広陵くつした博物館」を開設し、独自のブランドで売り出す取組につながりました。また、毎年、春と秋に靴下の市が開かれ、定着しました。

域経済循環率を高めるため、産・官・学・金で構成するワークシヨップ、600社を超える企業へのアンケート結果を受けて「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、振興計画を策定しました。時を同じくして、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、大きな影響を受けましたが、この取組により、企業、事業所と行政の距離がなくなり、真に必要な支援策を短期間にまとめることができました。

た。農地を消極的に守るだけでなく、儲かる農家を育てていこうと、「農業塾」を立ち上げ、元農業大学校長を塾長に招聘し、イチゴ、なす、野菜の栽培技術の指導と、自立支援を行っています。イチゴの栽培実習のため、町でイチゴの高設栽培実習ハウスを3棟設置して貸し付け、実習を重ねて自立につなげています。奈良ブランドの「古都華」は大人気で、栽培面積も大きく伸びています。

住宅地としても人気があり、少しずつではありますが、人口の増加も続いています。四季を通じて花が楽しめる県立馬見丘陵公園があり、かぐや姫の里をアピールする町立の「竹取公園」があり、家族連れを中心に、年間合わせて100万人を優に超える来場者があります。

広陵町の住環境は素晴らしいと自負していますが、公共交通機関が少なく、自家用車に頼る状況です。今、高齢化を見据えてコミュニティバス「広陵元気号」の再編、自家用有償運送の導入、自動運転の実証運行、地域での支え合いなども進めています。

自治基本条例も住民参加で制定し、地域ごとの状況にあった町づくりを進めるため、区、自治会ごとに「地域担当職員」を任命、行政を身近に感じていただく取組も行っています。

単純ですが「豊かな町」「安全な町」「元気な町」を目指して、これからも町民の皆さまとの協働の町づくりを進めたいと思っています。



靴下生産日本一の町 産業振興の挑戦

奈良県広陵町長

山村吉由



そうした取組もあって、近畿経済産業局の地域ブランドとして「広陵くつした」が採択されました。ふるさと納税の返礼品としても人気があります。地場産業の靴下産業を含めた地域産業の活性化を図り、地

じゅうを頂いた記憶があります。古きよき時代だったと思います。

広陵町は、靴下生産量日本一を誇り、靴下の町として栄えてきました。靴下の生産が始まったのが明治43年(1910年)で、それから113年になり、伝統産業と言ってもいいと思っています。靴下産業は工程が多く、分業制になっていて、編み立て、先縫い、仕上げ、加工などに分かれ、家庭内職も多く、町全体が靴下に関わっている感じでした。しかし、経済のグローバル化に伴い、生産の拠点が海外に移り、経営者の高齢化に加え、後継者がいない

支援、ふるさと納税業務を委託し、地域のお金を地域で回す、産業振興の拠点としています。また、大和高田市と共同で、「ビジネスサポートセンター」の開設(「コビズ」)設立、企業、事業所の無料相談支援に取り組んでいます。お金をかけずに知恵とアイデアで儲けるためのアドバイスをを行い、伴走支援を行っています。行列のできる相談所として開設当初から相談がひっきりなしの状況となっています。

広陵町は優良農地も多くあり、消費地にも近い立地環境にもかかわらず、農業の後継者が育っていない状況でし